

令和4年度

経

営

所

得

安

定

対

策

等

の

概

要

～農業者の皆様へ～



はじめに

経営所得安定対策では、担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金（ゲタ対策）と、農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティネット対策（ナラシ対策）を実施しています。

また、令和元年からは、全ての農産物を対象に収入減少を広く補償する収入保険制度も実施しています。

さらに、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、飼料用米、麦、大豆など戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る水田活用の直接支払交付金を実施しています。

米・麦・大豆等を生産する農業者の皆様が、本パンフレットにより、これらの対策への理解を深めて下さることを期待します。また、本パンフレットの対策を活用し、需要に応じた生産・販売に積極的に取り組んでいただき、農業経営の安定を図って下さるよう、よろしく願います。

目 次

I	経営所得安定対策等の概要	4
1	ゲタ・ナラシ対策の交付対象者	6
2	畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）	8
3	米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）	1 1
4	水田活用の直接支払交付金	1 6
5	新市場開拓に向けた水田リノベーション事業	2 1
6	麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクト	2 2
7	加工用米及び新規需要米の取組計画の申請	2 3
8	経営所得安定対策等の実施体制	2 7
9	本対策に加入する農業者の皆様へ	2 8
10	対策の加入申請・交付手続き	2 9
11	交付金の交付スケジュール	3 4
12	農業経営基盤強化準備金制度	3 5
II	収入保険・農業共済等の概要	3 6
1	収入保険	3 6
2	農業共済	3 9
3	自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP	4 0
III	需要に応じた生産・販売	4 1
IV	申請手続きの電子化	4 6
	問い合わせ先一覧（地方農政局等）	4 8

I 経営所得安定対策等の概要

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

【水田・畑地共通】

（所要額：2,058億円）

【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象（いずれも規模要件はありません。）】

※ 交付対象者の要件については、6～7ページを参照してください。

数量払

生産量と品質に応じて交付

【令和2年産～4年産の平均交付単価】※ 交付単価は品質区分に応じて設定

対象作物	平均交付単価
小麦	6,710 円/60kg
二条大麦	6,780 円/50kg
六条大麦	5,660 円/50kg

対象作物	平均交付単価
はだか麦	9,560 円/60kg
大豆	9,930 円/60kg
てん菜	6,840 円/t

対象作物	平均交付単価
でん粉原料用ばれいしょ	13,560 円/t
そば	13,170 円/45kg
なたね	8,000 円/60kg

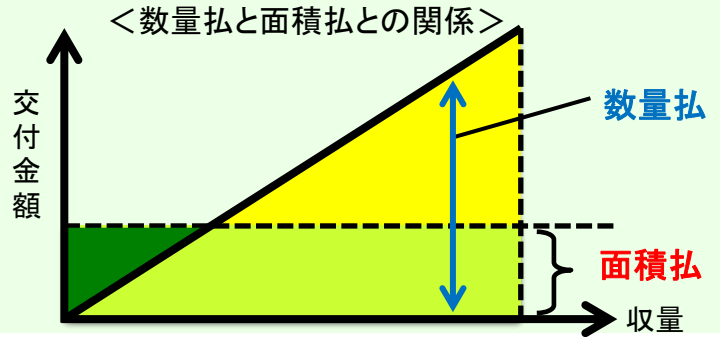
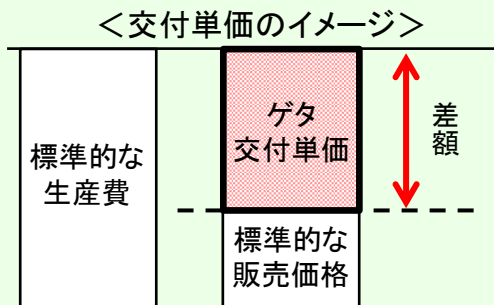
注1：てん菜の基準糖度は、16.6度

注2：でん粉原料用ばれいしょの基準でん粉含有率は、19.7%

面積払

当年産の作付面積に応じて、数量払の先払いとして交付

20,000円/10a（そばは、13,000円/10a）



米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

（所要額：683億円）

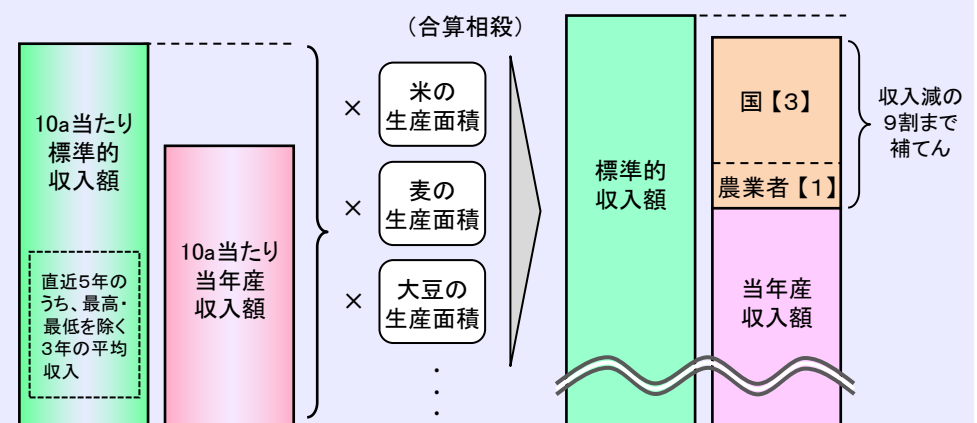
【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象（いずれも規模要件はありません。）】

※ 交付対象者の要件については、6～7ページを参照してください。

〔都道府県等地域単位〕

〔農業者単位で算定〕

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの当年産収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てん。
（農業者と国が1対3の割合で拠出）
積立金は掛け捨てではありません。



水田活用の直接支払交付金

戦略作物助成

(令和4年度予算概算決定額:3,050億円)

対象作物※1	交付単価
麦、大豆、飼料作物※2	35,000円/10a※3
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、55,000円~105,000円/10a※4

※1 基幹作のみ対象 ※2 飼料用とうもろこしを含む

※3 多年生牧草について、当年産において播種を行わず収穫のみを行う年は1万円/10aで支援

※4 過去実績から標準単収以上の収量が確実にあったと認められる者には、自然災害等の場合でも、特例措置として標準単価(8万円/10a)で支援

産地交付金

地域の作物振興の設計図となる「水田収益力強化ビジョン」に基づき、地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。

水田農業高収益化推進助成

都道府県が策定した「水田農業高収益化推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援します。

- ① 高収益作物定着促進支援 (20,000 (30,000※1) 円/10a × 5年間) (②とセット)
- ② 高収益作物畑地化支援 (175,000円/10a※2)
- ③ 子実用とうもろこし支援 (10,000円/10a)

※1 加工・業務用野菜等の場合

※2 令和5年度までの時限単価。その他の転換作物に係る畑地化は10.5万円/10aで支援

都道府県連携型助成

都道府県が転換拡大に取り組む生産者を独自に支援する場合に、国が追加的に支援します。

水田リノベーション助成

産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組を行う農業者を支援します。※1~3

※1 基幹作のみ対象

※2 予算(20億円)の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

※3 令和3年度補正予算「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業」と一体的に執行

注3: 水田活用の直接支払交付金については、交付対象水田における対象作物の作付が対象です。

経営所得安定対策等推進事業等

(令和4年度予算概算決定額:73億円)

【令和3年度補正予算額:17億円】

システム運営など経営所得安定対策等の運営に必要な経費を措置するとともに、対策の推進、作付面積の確認等を行う都道府県、市町村等に対し必要な経費を助成します。

また、都道府県(農業再生協議会)への助成に当たっては、主食用米以外の作物への転換の動きにも配慮します。

1 ゲタ・ナラシ対策の交付対象者

ゲタ・ナラシ対策の交付対象者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者であり、規模要件はありません。また、交付対象となる集落営農の要件も2要件（7ページを参照）ですので、担い手の方が幅広く参加できます。

まだ加入されていない方は、令和4年産に向けて認定農業者等になって、対策に加入することをご検討ください。

(1) 認定農業者になるには

認定農業者になりたい方は、自らが行う農業経営の5年後の目標やその達成に向けた取組等を内容とする「農業経営改善計画」を作成し、認定庁※に申請します。認定庁は、その計画の内容が、営農範囲（農用地又は農業生産施設が所在する区域）の市町村の設定した目標とすべき水準（基本構想）に照らして適切なものであるかを審査し、認定します。

～認定までの流れ～

農業者自らが
「農業経営改善計画」を作成

認定庁へ申請

認定庁が認定

認定農業者

※ 認定庁

市町村

営農範囲が単一市町村
の区域内のケース

県

営農範囲が市町村を
またがるケース

国

営農範囲が県を
またがるケース

自ら経営改善に取り組む
やる気のある方であれば、
年齢や経営規模を問わず、
認定を受けることができます。



「農業経営改善計画」の書き方、
経営内容の分析などは、市町村、
農協、普及指導センター等が
サポートしてくれるんだ！

(2) 認定新規就農者になるには

新たに農業経営を営もうとする青年等の方は、経営を開始してから5年後の目標やその達成に向けた取組等を内容とする「青年等就農計画」を作成し、市町村に申請します。市町村は、その計画の内容が、市町村の設定した目標とすべき水準（基本構想）に照らして適切なものであるか、審査し、認定します。

～認定までの流れ～

新規就農者自らが
「青年等就農計画」を作成

市町村へ申請

市町村が認定

認定新規就農者



「青年等就農計画」の書き方、
経営内容の分析などは、市町村、
普及指導センター、青年農業者等
育成センター、農協等がサポート
してくれるんだ！

既に農業経営を開始している方でも、経営開始5年以内であれば、青年等就農計画を作成し、認定を受けることができます。

(3) こんな集落営農が対象になります

集落営農のゲタ・ナラシ対策の要件については、以下の2要件（「組織の規約の作成」、「対象作物の共同販売経理の実施」）です。

また、「農業経営の法人化」及び「地域における農地利用の集積」については、各市町村が確実に行為されると判断するものとします。

組織の規約の作成

代表者、構成員、総会、農用地や農業用機械等の利用・管理に関する事項等を定めた組織の規約を作成します。

対象作物の共同販売経理の実施

①集落営農の口座を設けて、②対象品目について組織名義で出荷し、③その販売代金等を組織の口座で受け取り、費用控除後に生じた利益を販売や出荷をしたすべての構成員に対して配分します。

法人化や農地利用の集積について市町村判断を受けるための流れ

集落営農(特定農業団体を除く。)は、ゲタ・ナラシ対策への加入申請前に市町村へ申し出る。

集落営農の法人化の取組への支援があるよ！
手続等については、市町村にお問い合わせください。

都道府県レベルに経営相談体制が整備されているので、集落営農の経営改善や多角化、組織合併などの取組に際し、経営診断を受けたり専門家に助言を求めたりするのに活用しよう！



必要に応じ書類を提出

通知

市町村が判断

※ 市町村は、市町村の判断の通知を行った後に、ゲタ・ナラシ対策への加入を希望する集落営農の一覧を作成し、地方農政局等に提出します。

ゲタ・ナラシ対策の**加入申請期限は6月30日**までとなりますので、加入を希望される方は、それまでに交付対象者になっていただくようお願いします。

なお、申請手続については、29～33ページを参照してください。

また、交付金の交付を受けるまでに農業経営改善計画等が満了する場合、交付金が交付されないことがありますので、再認定の手続をお願いします。